

「新規就労者育成研修」「中堅技術者育成研修」参加者募集

◆「緑の雇用」と概ね同じメニューで新規就労者を育成していきます。

★事業の目的

新規就労者の確保・育成・キャリアアップと定着に向けた取組みとして・・・

- 1～3年目の就労者に基本的な知識・技術、技能等を習得する研修を実施
- 4～5年目の就労者に現場の運営・指導に必要な基礎知識を習得する研修を実施

★対象者（詳細については別表1のとおり）

事業所の所在地が都内にある林業事業体*に雇用されている就労者

※林業労働力確保の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第2条第2項に規定する事業主が営む経営体をいう。

林業労働力確保の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第2条第2項

第二条 [略]

- 2 この法律において「事業主」とは、林業労働者を雇用して森林施業を行う者であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
- 一 森林組合、森林組合連合会又はその他の森林所有者（森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二条第二項に規定する森林所有者をいう。）の組織する団体
 - 二 造林業、育林業又は素材生産業を営む者
 - 三 前号に掲げる者の組織する団体
 - 四 前三号に掲げる者のほか、これらの者に準ずる者として政令で定めるもの

★助成経費

研修に要する経費として別表2のとおり事業体に助成（申し込み人数等により、助成金の額を調整する場合があります）

★研修等の内容

（予定）

区分	集合研修	実地研修	取得できる資格等	備考
1年目	16日間	8ヶ月間	普通救急救命講習、刈払機、伐木等、玉掛け、小型クレーン、網猟・わな猟	「緑の雇用」と同じ
2年目	12日間	8ヶ月間	不整地、はい作業、機械集材装置、車両系建機（整地等）、走行集材機械	//
3年目	17日間	8ヶ月間	簡易架線集材装置、伐木等機械	//
4年目	9日間	-	-	
5年目	10日間	-	-	

注1）上表のほかに実地研修担当者（教える側）への研修が3日間あります。

2）実地研修の対象となる作業種は、別表3のとおり。

3）4、5年目の集合研修は、先進地視察、教え方・伝え方、時間管理、コミュニケーション、道具の手入れ、安全講習等を予定しています。

★申込み

平成30年5月24日（木）15時までに別添「申込書」をFAXにて申込みください。

お問合せ：（公財）東京都農林水産振興財団
東京都林業労働力確保支援センター
〒190-0013 東京都立川市富士見町3-8-1
電話：042-528-0643 FAX：042-528-0619